

2025年度（令和7年度）

文京区予算編成に関する要望書

日本共産党文京区議会議員団

板倉美千代 金子てるよし 関川けさ子
小林れい子 千田えみ子 石沢のりゆき

日本共産党東京都議会議員 福手 ゆう子

日本共産党文京地区委員会

区議団控室 直通TEL (5803) 1317

FAX (3811) 3197

[http://www. jcp-bunk yokugidan. gr. jp/](http://www.jcp-bunk yokugidan. gr. jp/)

mail@jcp-bunk yokugidan. gr. jp

2024 年 11 月 12 日

文京区長
成澤 廣修 様

日本共産党文京区議会議員団

2025 年度予算編成に対する日本共産党文京区議団の重点要望

日頃より、区政運営にご尽力頂いていることに敬意を表します。

先の総選挙では、自民党政権・与党過半数割れの結果となりました。これは数の力で何でも押通してきた国会運営と金権腐敗・経済無策への批判の表れです。

自民党の政権復帰した 2012 年以降、大企業の内部留保は 200 兆円以上も増えて 539 兆円に膨れ上がり、世界の資産家 40 人の資産合計は 7.7 兆円から 29.5 兆円へと 4 倍近くに増えました。

一方、労働者の実質賃金は年収で 404 万円から 371 万円へ 33 万円も減り、7 月発表の国民生活基礎調査では、「生活が苦しい」という回答が 59.6%にもなっています。昨年の中小企業の休廃業・倒産は 5.8 万件と過去最多となっています（東京商工リサーチ）。公的年金は実質で 7.8%も削減され、政府は今後も年金の「実質減額」を続ける構えです。

米新政権発足の前から、軍事費の GDP 比「2%に」から「3%に」という話も出始めていますが、軍事的緊張を高めるばかりの日米同盟絶対の日本外交は、大軍拡と社会保障・地域経済切り捨てを引き起こしています。

これら国の悪政から区民の暮らしと命、地域経済を守る役割がより一層求められている時に、文京区政は建設費・維持費・改修費総額が既に 1400 億円を突破したシビックセンターの大規模改修を粛々と進め、建設費高騰も顧みず今後の改修経費の見通しを一切示さず、聖域化しています。

その一方、区独自の物価対策は全事業者の 6%にしか届かず、障害福祉手当の額は 28 年前と変わらず、介護保険の住所地特例で文京を離れた高齢者は 10 年で 7 割増の 737 人、障害者は 199 人に達するのに、シルバーピアや障害者住宅は 20 年間も作らず、区民の暮らしを追い詰めており、会計年度職員の 78%、戸籍証明委託従事者の 98%が女性である実態はジェンダー不平等の温床です。業務委託開始以来の離職は戸籍証明で 270 人、図書館で 373 人に達し、公園 36 か所の再整備で樹木 583 本を減らし、介護保険の負担増や消費税増税、原発再稼働にひた走る政府に物言わぬ自治体運営が区民の希望を奪っています。

財政運営で 611 億 5 千万円を貯め込み、1 億円を留保財源とするのではなく、区民の暮らしと地域経済を守る施策を打ち出す文京区への転換が必要です。

以下、要望を直ちに 2025 年度予算案編成に取り入れて頂きますようお願いいたします。

一、立憲主義を回復し、戦争法廃止、即時原発ゼロにむけて

- ① 集団的自衛権行使容認の閣議決定と安保法制を廃止して、立憲主義を回復するよう国に求めること。
- ② 10月27日投開票の衆院選で、改憲勢力が衆議院で3分の2を割り込んだことは、国民の憲法9条改憲ノーの明確な審判であり、9条改憲はやめるよう政府に強く求めること。
- ③ 日本被団協が2024年のノーベル平和賞に選ばれた今こそ、非核平和都市宣言し、平和首長会議にも加わる区として、核兵器禁止条約に署名・批准するよう政府に求めること。
- ④ 東京電力福島第一原発事故（2011年）は未曾有の被害をもたらし、溶けた核燃料の取り出しもままなりません。原発の新增設と再稼働はやめて原発ゼロに踏み出すよう政府に求めること。
- ⑤ 沖縄に区立中学生を平和特派員として派遣するのに加え、唯一の戦争被爆地である広島・長崎の市主催の平和式典への派遣を行い、教育の森の被ばくアオギリの周知とあわせ報告会の開催と、報告集の普及を図ること。
- ⑥ 2024年6月の地方自治法改定は、国に地方自治体への広範な「指示権」を与え、住民の利益を守る仕事である「自治事務」についても国の指示を可能にし、自治体を国に従属する立場に置くものであり、廃止するよう国に求めること。

二 公正で民主的な区民本位の区政を実現させるために

- ① シビックセンター大規模改修(2018～2027 年度)は、先行工事や設計費・消費税を加えると、少なくとも 235 億円を超えることから、凍結し工事内容と期間を見直すこと。
- ② シビックセンター大規模改修の計画期間変更と今後の経費を高騰分も反映させ明らかにすること。また、計画期間の変更、計画期間以降の将来工事の検討状況を公開すること。
- ③ シビックセンター内の議会フロア改修の検討に当たっては、工事費を区民と議会に明らかにした上で再検討し、全面改修でなく LED 改修に限定すること。
- ④ シビックセンターの改修よりも、他の区民施設、学校・教育施設、特養ホーム、保育園、公園・児童遊園、公衆・公園トイレ等の改築・改修を優先させること。
- ⑤ 副区長は 4 年任期で報酬総額が 6,890 万円に加え、任期を終えると退職金 1,000 万円が支払われるのに加え、副区長を二人にすることは物価高騰で区民の暮らしの厳しさが増す中、理解は得られません。副区長は一人体制に戻し、正規職員こそ増やすこと。
- ⑥ 公契約条例に基づく労働報酬下限額については少なくとも委託では時給 1,300 円以上に、工事では設計労務単価自体の金額を設定すること。
- ⑦ 指定管理委託した施設では従事者の離職や管理不全など、構造的欠陥によるサービス低下に加え、区民から事業収支に疑問の声が上がっています。
 - ア)指定管理委託方式の全面的な検証を行うこと。
 - イ)事業者選定にあたっては、公認会計士などの専門家を入れること。
 - ウ)事業者の出納簿、総勘定元帳と専用口座残高、現金照合結果を定期報告させること。
 - エ)施設ごとの予算・決算、事業を議会所管委員会に報告し、審議を行うようにすること。
 - オ)利用者協議会等の設置で住民によるチェックシステムを構築すること。
- ⑧ 児童相談所の区移管は、都・区間で大きな制度変更があった時は見直し協議を行うという事例に該当するものであり、区立児相の運営に必要な財源が確実に移譲され、特別区の要望にこたえた需要算定がされるようにすること。
- ⑨ 「文京区手話言語条例」及び「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」に基づき、区の施策やサービス提供体制についてバリアフリー対策を一気に拡充すること。また、条例の趣旨徹底のための全職員対象の研修も行うこと。
- ⑩ 湯島総合センターの改築について、区民要望を取り入れ、検討・具体化を急ぐこと。
- ⑪ 白山 4 丁目の旧最高裁宿舎跡地、本駒込 2 丁目最高裁公邸跡地などの利活用について、区民要望を取り入れ、検討・具体化を急ぐこと。
- ⑫ 小石川税務署移転後の跡地を学校改築時の仮校舎用地等にできるようにすること。
- ⑬ 区内の民有地も含めた土地活用について情報収集・検討する担当者を配置し、不足する教育・福祉インフラの整備につなげること。
- ⑭ 個人情報保護に係る業務は個人情報保護法と「法施行条例」に基づくようになった以降も区の「自治事務」であり、区のもつ個人情報を保護する主体を明確にした上で、正規職員増員と職能の継承・向上により、個人情報の漏えい事故を根絶すること。

三、物価高騰から地域経済・営業を守るために

- ① 消費税の税率は5%に下げ、インボイス制度は廃止するよう、国に求めること。
- ② 中小・零細事業者を対象に、光熱水費などの固定費支援を行い事業継続を支援すること。
(2019年度実施の中小企業事業継続支援補助金は最大30万円で約4,800件、14億円を超える事業実績)
- ③ 商店街が設置する装飾灯の電力代全額を区が負担すること。
- ④ 中小・零細事業者の多くがコスト上昇分を価格に転嫁できない経営困難を直視して、価格転嫁に関する困りごとなど、どんな相談も受けることを明示した窓口を区役所や地域活動センターに設けること。
- ⑤ 建設需要を掘り起こし、関連産業への経済波及効果が明確な店舗リニューアル助成や住宅リフォーム助成を、照明LED化助成とあわせて実施すること。
- ⑥ キャッシュレスポイント還元決済事業については、各事業者が負担している換金経費(手数料やシステム利用料)を区負担とすること。紙のプレミアム付き商品券も発行すること。
- ⑦ 最低賃金の全国一律での時給1,500円への引上げと賃上げに伴う雇用主の社会保険料負担増の軽減で、中小企業を支援するよう、国と東京都に求めること。
- ⑧ 国民の主食である米の市場任せの結果、需給と価格が不安定です。米不足による困難が福祉・教育施設が生じないよう、実態を把握し相談にのること。米の生産・流通に政府が責任を持ち、生産コストに見合う価格保証、所得補償を実施し、義務ではないミニマムアクセス米の輸入を中止し、国内生産を増やすよう国に求めること。

四、社会保障改悪を許さず、いのち最優先を貫き区民福祉の増進を

《介護福祉について》

- ① 旧区立特養「千駄木の郷」の運営法人撤退が明らかになりましたが、区独自の緊急財政支援を行い、現在の法人とケア労働者はじめ従事者が千駄木の郷で介護福祉に従事できるようにすることを通じて、利用者の介護利用生活を保障すること。
- ② 旧区立特養「白山の郷」の入居者が、運営法人の変更や大規模改修より不利益を被らないよう区の責任で万全の対応を行うこと。
- ③ 向丘・白山・本郷の在宅サービスセンターと地域包括支援センター富坂の運営法人が旧区立特養「白山の郷」の運営法人(福音会)の撤退に伴い変更となりますが、区の責任でサービス提供体制やケアの水準が低下しないようにすること。
- ④ 居宅介護支援事業所が過去6年で11事業所減り42事業所(令和5年度末)となり、ケアマネ1人のみの事業所も15事業所(令和6年9月)であるため、区の責任でケアマネジャーを確保し、ケアマネが見つからないという実態を改善すること。
- ⑤ 区内でデイサービスの利用ができずデイサービス難民が生まれている現実を直視して、通所や訪問系の介護サービスの利用希望が区内で実現できるよう、区の責任を果たすこと。
- ⑥ 介護保険の住所地特例で文京を離れた高齢者は10年で7割増の737人に達することから、特養ホーム、老健、高齢者グループホーム等の入所施設を区の責任で区内に確保すること。
- ⑦ 介護保険への国の支出を増やし、現役世代も安心できる公的介護の確立のために2024年度の介護報酬改定は全体で1.59%増(内訳:処遇改善0.98%、事業費0.61%)ですが、他の産業で2~3%の賃上げが実現する中、介護従事者の処遇改善は極めて遅れ、事業経営を悪化させており、以下について国に求めること。
 - ア) 介護保険の公費負担割合を50%から60%へ引き上げること。
 - イ) 第8期の訪問介護報酬引き下げは撤回し、大幅引き上げをすること。
 - ウ) 「全産業平均より月7万円以上低い」とされる介護職員(ホームヘルパー・ケアマネジャー・職員)の低賃金の改善のため、公費助成で賃上げし処遇改善をすること。

《高齢福祉について》

- ⑧ 補聴器の購入補助の所得制限を撤廃し、補助額は現行2万5千円から、港区(上限13万7千円)並みに抜本拡充すること。また、一人ひとりに合った使用ができるよう、江東区等が行っている補聴器の調整の相談事業や足立区で行っている聞こえの相談事業もあわせて行うこと。
- ⑨ 高齢者や障害者、経済困窮世帯や生活保護利用世帯などを対象に、エアコン購入・設置・修繕に補助を行うこと。

《国民健康保険・後期高齢医療制度について》

- ⑩ 保険証廃止とマイナ保険証への一本化はやめるよう、国に求めること。
- ⑪ 国保の均等割は18歳未満までを廃止するよう国に求めるとともに、区独自に負担ゼロとすること。
- ⑫ 国保料の高騰を抑制するため、全国知事会が国に要望した「1兆円の公費負担増」を早期に実現させるため、国や関係機関に区として働きかけること。
- ⑬ 国保加入者は所得が低い世帯が多いのに、「協会けんぽ」等と比べ保険料が高いことから、法定外繰入を継続・拡充するよう区として責任を果たすこと。
- ⑭ 国保料の滞納が2,257世帯に達しているのは、国保制度の構造的な欠陥に原因があります。国民皆保険制度の趣旨に基づき保険料納付相談を丁寧に行い、加入者の医療を受ける権利を侵害しないこと。
- ⑮ 後期高齢医療の非課税者の窓口負担をなくすこと。

《障害福祉について》

- ⑯ 障害福祉給付費の当初額が令和3年度から3年連続して不足し増額補正したことの検証を行い、原因を明らかにし、当初予算の計上は障害福祉の給付ニーズを反映した規模にすること。
- ⑰ 障害者福祉サービス利用者の住所地特例が199人に達することを受け、障害者グループホームと障害者住宅の増設や障害者対象の家賃補助を実施すること。

《生活保護制度について》

- ⑱ 生活保護申請の要件ではない扶養照会は、実施しないこと。
- ⑲ 生活保護制度の目的を広く周知するため「生活保護のリーフレット」を庁内の各窓口、地域活動センター等に置くこと。また、生活保護は権利であることの内容がわかるポスターの作成、チラシの全戸配布、区報の一面で特集するなどして、区民に広く知らせること。
- ⑳ 生活保護利用の実態と自立助長という制度目的に基づき、夏季加算や移送費の支給を行うと共に、制度利用者死去の際の清掃費を復活すること。
- ㉑ ひきこもり当事者の家族会の活動に係る経費や相談支援を受けるのにかかる会費や交通費などについて、区として補助すること。

五、命と健康を守る保健衛生の拡充を

- ① 長期入院で精神障害を持つ11人が、医療に必要性がなくなっても在宅復帰できず、入院を継続せざるを得ない実態が明らかになった以上、障害者グループホームと障害者住宅を増設し、家賃補助も行って、社会的入院を解消するため区の責任を果たすこと。
- ② 物価高騰の中、28年前から改定されていない障害福祉手当の額を増やすこと。
- ③ 新興・再興感染症から区民の命を守るために、保健所を2か所体制とし強化すること。
- ④ 新型コロナの感染者や死亡数の把握が弱まっているもとでも、区保健所が医療機関と協力し、感染状況の迅速で正確な把握と警告等の情報発信を行い、必要な感染予防措置や医療体制の確保・整備を行うこと。また、必要に応じて感染者・入院患者、医療機関への経済的支援の強化も躊躇なく行うこと。
- ⑤ 感染確認者数が減少した時点で、各自治体で感染者数と重症者数、さらにコロナ関連死亡者数の把握を、医療機関と連携し迅速かつ正確に行う体制構築を国に求めること。
- ⑥ 高齢者や子どものインフルエンザ予防接種は区の独自措置で自己負担を解消すること。
- ⑦ 高額となったコロナ感染症の治療薬は、インフルエンザ並みの負担となるよう国に求めるとともに、区として補助すること。
- ⑧ がん検診に腫瘍マーカーを導入し、区民検診には聴力検査を追加すること。
- ⑨ 小林製薬の紅麹サプリの健康被害で明らかになったように、「機能性表示食品制度」には、安全性・効能について国の審査はなく企業任せとなっていることから、現行制度は廃止し根本から見直すようを国に求めること。
- ⑩ 都の地下水概況調査で文京区内の井戸から発がん性があり、低体重児など人体への健康被害が指摘されている有毒物質PFASが2021年度から2023年度まで3年連続で国の暫定指針値を超えており、区として原因調査を行い、除去対策を行うこと。
- ⑪ PFASによる汚染と汚染源の調査、汚染の除去、健康被害防止策、PFAS規制値の設定や米軍基地でのPFASを含む泡消火剤漏出事故の調査を国に求めること。

六、子育て支援をすすめる、子どもの健やかな成長保障のために

- ① 認可保育園の保育士配置基準が見直され、3歳児は15:1、4～5歳児は25:1となりましたが、早急に1歳児の6:1の配置基準の改善と経過措置を解消できるよう財政的支援を行うよう国に求めること。
- ② 国が保育士配置基準を拡充するまでの間、区独自に条例改正し、児童福祉法の最低基準を上回る基準で保育を実施すること。2022年度から始めた区独自の保育士加配促進事業を継続するとともに、条例上の基準を策定して実施すること。
- ③ 区立保育園の空調の更新や外壁・内装改修など、老朽化対策を急ぐこと。
- ④ 保育園での短時間バイトアプリ使用による雇用は禁止すること。
- ⑤ 区が支出した2015年度～2023年度迄の9年間分の私立認可保育園の運営費のうち約40億円が「流用」の協議対象とされています(2023年度中の協議は約6.7億円)。保育会社の本社や区外で介護など保育以外の事業にも使われ、保育士の低賃金の要因です。文京区の保育予算は文京区の子どもに全額使われるべきであり、株式会社に認可保育を解禁するため2000年に始まった「弾力運用」はやめるよう国に求めること。
- ⑥ 0～2歳についても保育料無償化の対象とするよう国に求め、当面の間は区として無償にすること。無償化の対象となった認可外保育施設については、厚労省の指導監督基準を満たすよう援助し、また認可化支援事業を活用するよう働きかけること。
- ⑦ 子ども誰でも通園制度の本格実施にあたっては、既存の公的保育保障の枠組みと矛盾しないようにすること。
- ⑧ 2024年度に93名に達した育成室の待機児童を直ちに解消すること。そのために「育成室待機児童解消加速化プラン」に待機児解消に必要となる定員数と整備期限を示すこと。
- ⑨ 育成室の条例上の定員は1クラス「おおむね40人」であるにも関わらず、40人を1割以上超過する育成が34室に達しています。通室区域外の育成室にタクシーで送迎する措置をやめることができるよう、直ちに区立育成室を増やし全育成室の定員は40人以下にして、待機児童を解消すること。
- ⑩ 育成室の利用料、おやつ代を無償にすること。
- ⑪ 児童相談所の開設(2025年4月)により「社会的養護を必要とする」子どもに関する事務事業が移管され、区の責任と役割はより重いものになることから、開設計画に明記された人員だけでなく、必要に応じ人員体制を万全にすること。
- ⑫ 区児相と子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、都児相の役割分担や連携体制を明確にし、切れ目のない対応を可能にして事業を進めること。
- ⑬ 大塚地域活動センター跡地に設置する第2の「青少年プラザ」は、子どもたちの意見・要望を十分聞き取り、反映された施設とすること。

⑭ 子どもの権利条約が生きる社会を

子どもの権利条約は、1. 生命・生存及び発達に関する権利、2. 子どもの最善の利益、3. 子どもの意見の表明、尊重、4. 差別の禁止の4原則を掲げ、国連で1989年に採択されました。現在国連加盟国数を上回る196の国と地域で締結され、世界で最も広く受け入れられている人権条約であるにも関わらず、日本は条約批准から30年経過してもその精神が生かされていません。子どもの権利条約を子どもと大人に本格的に普及させること。

⑮ 区の「子どもの権利条例」制定に向けて、子どもの権利条約の精神に則った実効ある区の政策を進めるために

- ア) 子どもに関する区の計画等について子どもの意見を聞く「子ども会議」や推進計画等、子どもの取組みを検証する「子どもの権利委員会」を設置すること。
- イ) 安心して相談できる仕組みとして子どもの権利侵害への速やかな補償を図る「子どもの権利救済委員会」を設置し、相談で解決できない時の対応も示すこと。
- ウ) 競争主義を脱却し子どもを学びの主体としてとらえ、個に寄り添う教育など、今後の教育実践を子どもの権利の視点で捉えなおしていくこと。
- エ) 障がい者の方々が自立生活を実現しようとする運動の中で「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」と言っていました。これらは子どもたちにとっても同じ願いで、これが生かされる条例にすること。
- オ) 教職員含め子ども施策に関わる大人全てが子どもの権利について学び、子どもの意見表明権の機会の確保を行うこと。

七、子どもが安心して学べる学校教育の推進を

- ① 給食無償化経費は義務教育にふさわしく、国に負担するよう求めること。
- ② 区立小中学校に子どもが在学中、保護者が負担している副教材や学習用具、校外学習等に係る費用は平均で、小学校6年間で11万2,000円、中学校3年間で10万7,000円です。これを区独自に無償化すること。
- ③ 就学援助の新入学用品費は制服や体操着を用意する上で十分ではなく増額すること。
- ④ 葛飾区に倣い、区立中の修学旅行と小学校の移動教室を無償化すること。
- ⑤ 海老名市に倣い、使用頻度の低い教材(柔道着や彫刻刀等)は区が管理・無償貸与すること。
- ⑥ 高すぎる大学・専門学校の学費は半額に、大学入学金制度の廃止を国に求めること。
- ⑦ 川口市に倣い、若年者の奨学金の返還を支援すること。
- ⑧ 中学校10校中7校で2025年度の修学旅行先に大阪万博を予定していますが、会場は現役の廃棄物の最終処分場であり、土中から発生したメタンガスの爆発事故が起きる等、安全性に問題があります。修学旅行の大前提である事故の「絶無」との観点から、区教育委員会の責任で関西万博を行先から外すこと。
- ⑨ 小学校における35人学級が全学年で実施されることを受け、中学校でも全学年で35人学級とし、高校での35人学級実施を国・都に求めること。国には30人学級の実施を求めること。
- ⑩ 小日向台町小学校改築を皮切りに、今後予定される学校改築では、仮設校舎の自校敷地内方式をやめ、別の場所に設置すること。その際、小石川税務署敷地等の活用ができるよう早急に財務省に要望すること。
- ⑪ 特別教室改修(16小中学校93教室)は確実に5年以内に完了させること。工事は区内事業者が発注し、直ちに着工すること。職員室の改修についても計画を策定し、工事に着手すること。
- ⑫ 学校での電力容量不足解消のため、受変電設備の更新を急ぎ、抜本的な増強を図ること。また、校内ネットワーク環境の改善を早急に行うこと。
- ⑬ 青柳・関口台町・湯島・根津各小学校、本郷台中学校の老朽化したエアコンを更新すること。また、柳町・小日向台町・千駄木小学校も改築を待たず更新すること。
- ⑭ 学校体育館のスポットエアコンは一掃し、本格エアコンに取り換えること。
- ⑮ 校舎の最上階にある普通教室は15小学校95教室、6中学校17教室あり、23年度22教室の断熱化が施工されますが、残りの学校も25年度早々工事に着手できるようにすること。避難所となる体育館の断熱化も進めること。
- ⑯ 1971年制定の教員給与特別措置法(給特法)は教員に残業代を支給させず、長時間労働の温床になっています。中教審は教職調整額を10%以上にするとしていますが、長時間勤務は解消できず、「新たな職」「新たな級」も大きな危険性を含んでいます。国に「定額働かせ放題」の給特法廃止と教員定数を抜本的に増やすよう求めること。

- ⑰ 不登校の児童・生徒が教育センターや自宅等で授業や勉強ができるようサポートし、オンラインでの授業配信も活用する等、子どもの教育を受ける権利を保障できる体制をつくること。
- ⑱ 学びの居場所架け橋計画は、希望した 16 校のうち 7 校(青柳・窪町・千駄木・本郷小、文林・茗台・一中)が 23 年 4 月から開設され、同年 10 月から金富小・八中・九中でも取り組みが始まり、小学校 66 人、中学校 37 人が利用しています。未開設の学校にも居場所をつくり、指導員は専門職で正規雇用とし、子どもにとって安心の居場所になるようにすること。
- ⑲ 学校給食の食材の放射能汚染チェック体制を継続し、遺伝子組み換え食品の排除で、食の安全を守ること。
- ⑳ 学校給食に無農薬の米や野菜など有機農産物を使用し、オーガニック給食を実施すること。
- ㉑ 東京都が 2023 年度都立高校入試に導入した英語スピーキングテストは、試験を前半と後半に分けて実施したことによる漏洩リスク、不受験者が受験者より高い点数が与えられる「逆転現象」が起きるなどの致命的な欠陥があります。杜撰なテストを入試に活用しないよう都教委に強く求めること。

八 男女の賃金格差是正、個人の尊厳と真のジェンダー平等を実現するために

- ① 戸籍住民課証明発行業務委託では2013年12月の委託開始以来の270人が離職し、就業者における女性の割合は98.2%に達しており、その原因を調査し公表すること。
- ② 企画課の女性職員の割合は33.3%、防災課の女性職員の割合は21.4%であり、男女比が偏ることのないよう、あらゆる部署で男女比均等化を図ること。
- ③ 区の女性管理職は、令和2年度8.1%、3年度10.3%、4年度10.3%、5年度12.6%、6年度は10.3%と低迷しています。女性管理職の割合についての目標を設定し、取り組みを具体化すること。
- ④ 会計年度任用職員は2020年度の1,630人から2024年度は1,972人であり、その内78%が女性ですが、区として会計年度任用職員の部署別、年齢別の男女別人数を調査し、会計年度職員のおほとんどが女性である原因を調査し公表すること。
- ⑤ 2022年の自治労連調査では会計年度任用職員のうち年収200万円未満が59%でした。墨田区、港区、杉並区では昇給制度を設けており、会計年度任用職員の給料を経験年数に応じ昇給させ処遇改善を図ること。
- ⑥ 正規職員が担うべき専門性と継続性が求められる教員、保育士、図書館司書、女性相談支援員、児童館職員等で、会計年度任用職員が年々増加していることから、正規職員として雇用すること。
- ⑦ パートナーシップ制度に続き、ファミリーシップ制度を導入すること。
- ⑧ パートナーシップ制度の宣誓書について、文京区から転出する場合、返却するよう定める要綱を改定して、一律な返却を求めないようにすること。
- ⑨ 選択的夫婦別姓制度を早期に実現するよう国に求めること。
- ⑩ 日本は女性差別撤廃条約を批准し2000年に発効していますが、関連する選択議定書も直ちに批准すること。

九、生涯学習・スポーツ・文化振興のために

- ① スポーツ基本法が「スポーツは国民の権利」と示していることから、区立スポーツ施設の利用料金を値下げ・無償化し、利用促進を図ること。
- ② 文京スポーツセンターのプールは大規模改修からたった6年で水漏れが発生し利用停止となったことを受け、原因究明を行い区民に説明・公表すること。
- ③ 竹早公園やテニスコートを含めた一体型の整備が予定されている小石川図書館の建て替えは、子どもを含めた区民の声をよく聞き、基本計画の策定を急ぐこと。閲覧スペースや学習席、カフェコーナー、親子スペースや中高生の活動室などを取り入れ、小さな子どもから高齢者まで、ゆったりと滞在できる複合型図書館にすること。
- ④ 図書の購入は区内の書店に限定すること。
- ⑤ 現在の東京ドームシティと礫川公園、東京都戦没者霊苑、中央大学理工学部を含む一帯にあった旧日本帝国陸軍「東京砲兵工廠」は、戦争兵器製造の遺構として、その存在を後世に伝え、戦争、殺戮といった過ちを繰り返さないためにも、保存と活用をすること。
- ⑥ 「石川啄木終焉の地」隣地の高齢者施設敷地内にある、啄木の「歌碑」と「顕彰コーナー」は区が管理し、毎日開設すること。都旧跡「石川啄木終焉の地」石碑を譲り受け、小石川図書館に展示する等、「啄木コーナー」の充実を含め、区とのかかわりを広く周知すること。

十、みどりを守り、住み続けられる住宅対策、バリアフリーのまちづくりのために

《みどり・公園》

- ① 区が23年度までの11年間で再整備した36か所の公園で、834本の樹木が伐採されましたが、新たに植樹したのは251本だけで、差引き583本の木が減ったことが分かりました。公園再整備においては樹木を減らさず保全し、再整備が終わった公園では樹木を増やすこと。
- ② 区内の樹冠被覆率が2013年14.2%から2022年12.3%に減少したとの研究者の指摘を検証しつつ、ヒートアイランド緩和、雨水吸収、大気汚染対策、熱中症予防など、都市の樹木が果たす役割は極めて重要であり、区として樹木の保全と樹冠被覆率の目標を持つとともに、東京都も持つよう働きかけること。
- ③ 公園や区道などの樹木・街路樹の保全・育成のための予算を抜本的に増やし、数年に一度の強剪定ではなく、枝葉を広げ樹形を保ち高木を育てる緑保全の計画を立てること。
- ④ 公衆・公園等のトイレ整備計画は、2020オリンピック開催までに、だれにでも優しいトイレにするとし、2017年～20年の4か年計画で53か所の整備を目標としましたが、未だに完了していません。残りについて直ちに整備計画を作り完成させること。
- ⑤ 公園再整備基本計画による整備実績が年間工事4か所、設計4か所では不十分であり、年ごとの整備計画を明らかにして、整備箇所数を抜本増すること。
- ⑥ 暑さ対策として公園のじゃぶじゃぶ池は積極的に設置し、利用期間も拡大すること。
- ⑦ 環状3号線計画は2025年までの事業化に向け、地質、地下水位のボーリング調査が行われました。しかし、文京区議会は1980年10月、全議員により、「環状3号線の廃止を求める意見書」を可決、12月には区都市計画審議会で、さらに81年には区長が都に対し、見直しを求めています。こうした経緯をふまえ、小日向の良好な住宅地を貫通する環3計画路線の廃止を都に強く要求するとともに、地下道路建設などに反対し、「播磨坂桜並木」の未長い保存を図ること。

《住まい》

- ⑧ シルバーピアの単身者向け応募者入居年齢は平均85歳、最高91歳で、年間入居者はわずか9名と、高齢者の住宅確保は依然困難です。安心して区内に住み続けられるよう、20年間新規建設ゼロのシルバーピアなど公的住宅の増設を行うこと。
- ⑨ 「すまいる住宅登録事業」を検証し、月6万円以下の登録住宅を抜本的に増やすと共に、家賃補助も実施すること。
- ⑩ 旧区立根津住宅は売却せず、活用すること。
- ⑪ 高齢者・障害者・ひとり親などへの住宅確保の責務を果たすために、福祉政策課、高齢福祉課、生活福祉課（障害福祉課）の緊密な連携により支援すること。

- ⑫ 区は、住宅基本条例の見直しを議会や住宅政策審議会に報告しないにも関わらず、「住宅マスタープラン見直し支援等業務委託プロポーザル募集要項」には、「文京区住宅基本条例の見直しを実施します」と書き込みました。条例の見直しを前提に事業者を募るなど言語道断です。その上、募集要項では「住宅マスタープランにおいては、住宅供給から、住宅ストックの活用による手法に改めており、現在もその方針に変更はありません」と、条例第9条区立住宅の供給等や第11条家賃助成等の責務等に縛られることなく進めていくよう事業者に求めていることは大問題であり、撤回すること。
- ⑬ 住宅マスタープランの見直しは、住宅基本条例に基づいて策定し、条例第九条「区立住宅の供給」や第十一条「家賃助成等」の責務を具体化として、高齢者、障がい者、低所得者等への新規住宅供給をすること。区が方針とした「住宅ストック活用」について、区が直接空き家、空きマンション・アパートを借り上げ、公的住宅とするなど区補助による低廉な住宅を提供するよう明記すること。
- ⑭ 住宅マスタープランには住宅基本条例と区議会の付帯決議を明記すること。
- 《まちづくり・バリアフリー》
- ⑮ 千石・白山・大塚等の交通不便地域にB-ぐる第4ルートを実現し、100円で区内どこでも行けるよう移動保障をすること。
- ⑯ 東京メトロが打ち出している「一駅2ルート」のエレベーター設置等について、根津・千駄木、江戸川橋駅など全駅で推進すること。また、都営三田線千石駅、白山駅、水道橋駅に2基目のエレベーターを設置するよう都に求めること。
- ⑰ 電動キックボードの規制が大幅に緩和され、最高速度20キロ以下の車体対象に免許不要とし、低速時は歩道走行も可能、ヘルメット着用も努力義務としましたが、法令違反が増加し、死亡事故も起きていることから規制強化を国に求めること。
- ⑱ 都市マスタープランは、区民参画のもと、進捗状況の検証を行い随時見直すこと。
- ⑲ まちづくりに関しては、大型開発を誘導するのではなく、CO2排出削減に役立ち、安心して住み続けられることを基本にすること。
- ⑳ 後楽2丁目南地区再開発は高さ170m、延べ床面積30万㎡と区内最大の高層建築物となる予定です。事業総額・税金投入額はまだ明らかにしていませんが、春日・後樂園駅前再開発をはるかに超える計画であり、「文京区自治基本条例」第39条に基づき、住民投票条例を制定して実施し、安全性や環境問題、多額の税金投入等について、区民全体の意見で決定すること。

十一、災害から生命と財産を守る一防災・減災を最優先に

- ① 区として3日分の非常用食糧を確保し、毛布、テント、段ボールベッド、折り畳みベッド、シーツ、パーティション、炊き出し用調理器具、投光器、女性に配慮した備蓄品等を抜本的に増やすこと。
- ② 他の公共施設へも備蓄倉庫の設置を進め、備蓄物資の分散化を図ること。都立高校や大学、国有地の他、民間にも要請すること。
- ③ 墨田区にある東京都の備蓄倉庫からの運搬訓練は、直ちに実施すること。
- ④ 家具転倒防止器具の設置助成の対象が全世帯であることを周知徹底すること。設置を行う業者が受託しやすくなるよう報酬の増額を行うこと。ガラス飛散防止フィルムの普及促進のために、希望者の自宅を訪問し、家具や寝室などの安全チェックを行い、申請手続きの具体的な支援を行うこと。
- ⑤ 6割が通電火災だったという阪神大震災の教訓をもとに、感震ブレーカーは木造密集地域や高齢者・障害者中心の世帯への全戸配布を行うこと。
- ⑥ 区有施設における自家発電機の増量を行うこと。改築・改修を待たず、小中すべての学校や、江戸川橋体育館、地域活動センターへの非常用電源を設置すること。
- ⑦ 避難する高齢者や障害者も利用しやすいよう、避難所となる全小中学校等のトイレの完全洋式化を行うこと。災害時の避難所のトイレの数は女性3：男性1の割合とすること。階段などの施設のバリアフリー化を急ぐこと。
- ⑧ 避難所が2階以上となる学校には、エレベーターを設置すること。
- ⑨ 区内には下水マンホールが8,848か所あるが、マンホールトイレとして使用できるのは323か所しかなく、残りを早急に耐震化してマンホールトイレの数を増やすこと。マンホールトイレを民間でも普及させるため、設置費補助を大幅に増やすこと。
- ⑩ 在宅避難に備え、1週間分の水や食料が確保できるよう支援するとともに、携帯トイレの十分な確保ができるようにすること。
- ⑪ 在宅避難者の避難所での備蓄食料の受取りについてマニュアルを作成しておくこと。
- ⑫ がけ地改修助成は、現在の補助金額1,000万円を港区(5,000万円)のように大幅に引き上げ、補助件数も引き上げ、土砂災害警戒区域以外も適用すること。そして法人にも適用すること。また、がけ改修については、東京都に財政補助するよう区として要請すること。

十二、気候危機とよぶべき非常事態。地球温暖化防止のため、2050年までに温室効果ガス排出「実質ゼロ」を目指し、CO2削減への思い切った緊急行動を

- ① 区長は2050年までにCO2排出量実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指す
と表明していますが、2030年までのCO2排出量削減目標は28%のみであり、目標
を2010年比60%削減に引き上げ、実質ゼロを具体化する新たな計画を早期に策定す
ること。
- ② 区として「気候非常事態宣言」を行い、「気候変動の危機」を企業や区民に周知
し、市民が直接参加し気候危機対策を話し合い計画や施策に反映していく「気候市民
会議」を設置し、温暖化防止対策に区民参加で取り組む機運と体制をつくること。
- ③ 太陽光発電など再生可能エネルギーの活用を区としても積極的に促進し、全区有施
設への再生可能エネルギー導入を図ること。
- ④ 原発の運転が優先され再生可能エネルギーの出力抑制が行われているため、再生可
能エネルギー普及が妨げられており、国に再エネ優先に切り替えるよう求めること。
- ⑤ 区内のビルの屋上や壁面を利用した太陽光発電と蓄電池をセットで設置することを
促進させ、「ZEB」（ゼロ・エネルギー・ビルディング）、「ZEH」（ゼロ・エネル
ギー・ハウス）を促進させるための啓発、省エネ・断熱改修助成等を拡充し、地元中
小事業者への発注も促進すること。対象を所有者や管理組合にも広げ、区内事業者と
連携して周知イベントを開催すること。
- ⑥ 自然冷媒ヒートポンプ給湯器、高日射反射率塗料についても、区内事業者へ制度の
周知を徹底すること。
- ⑦ 再配達を減らすための宅配ボックス設置助成や節水効果のあるシャワーヘッド購入
助成を行うこと。
- ⑧ ビン、缶、ペットボトル回収時のコンテナ設置・片付けは豊島区のように区が行う
こと。